

## 運営理事会協議結果（議長諮問事項）

### 【常任・特別委員会の運営等について】

項 目	協 議 結 果		
1 常任委員会のあり方	<p>(全会一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局の所管事項の関連性を基本としつつ、各常任委員会の審査の平準化を進め、市政の課題、緊急案件に対し、より一層の体制とするなど、さらなる活性化を図るものとし、次のように見直しを行う。</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>[現行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市経営・行政運営調整委員会</li> <li>・市民活力推進・教育委員会</li> <li>・こども青少年・健康福祉・病院経営委員会</li> <li>・環境創造・資源循環委員会</li> <li>・経済観光・港湾委員会</li> <li>・まちづくり調整・都市整備委員会</li> <li>・道路・安全管理委員会</li> <li>・水道・交通委員会</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>[見直し後]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市経営・行政運営調整委員会</li> <li>・市民活力推進・安全管理委員会</li> <li>・こども青少年・教育委員会</li> <li>・健康福祉・病院経営委員会</li> <li>・環境創造・資源循環委員会</li> <li>・経済観光・港湾委員会</li> <li>・まちづくり調整・都市整備・道路委員会</li> <li>・水道・交通委員会</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>[現行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市経営・行政運営調整委員会</li> <li>・市民活力推進・教育委員会</li> <li>・こども青少年・健康福祉・病院経営委員会</li> <li>・環境創造・資源循環委員会</li> <li>・経済観光・港湾委員会</li> <li>・まちづくり調整・都市整備委員会</li> <li>・道路・安全管理委員会</li> <li>・水道・交通委員会</li> </ul>	<p>[見直し後]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市経営・行政運営調整委員会</li> <li>・市民活力推進・安全管理委員会</li> <li>・こども青少年・教育委員会</li> <li>・健康福祉・病院経営委員会</li> <li>・環境創造・資源循環委員会</li> <li>・経済観光・港湾委員会</li> <li>・まちづくり調整・都市整備・道路委員会</li> <li>・水道・交通委員会</li> </ul>
<p>[現行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市経営・行政運営調整委員会</li> <li>・市民活力推進・教育委員会</li> <li>・こども青少年・健康福祉・病院経営委員会</li> <li>・環境創造・資源循環委員会</li> <li>・経済観光・港湾委員会</li> <li>・まちづくり調整・都市整備委員会</li> <li>・道路・安全管理委員会</li> <li>・水道・交通委員会</li> </ul>	<p>[見直し後]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市経営・行政運営調整委員会</li> <li>・市民活力推進・安全管理委員会</li> <li>・こども青少年・教育委員会</li> <li>・健康福祉・病院経営委員会</li> <li>・環境創造・資源循環委員会</li> <li>・経済観光・港湾委員会</li> <li>・まちづくり調整・都市整備・道路委員会</li> <li>・水道・交通委員会</li> </ul>		
2 特別委員会のあり方	<p>(全会一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別委員会の再編に当たっては、名称、付議事件は大きく捉え、一定の継続性を担保しつつ、新たな市政課題やより重要な事項等をその委員任期中の調査・研究テーマとし、さらに効率・効果的な委員会運営を行うため、次のように見直しを行うとともに、運営方法の見直しを行う。</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>[現行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市行財政制度特別委員会</li> <li>・基地対策特別委員会</li> <li>・生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会</li> <li>・交通問題対策特別委員会</li> <li>・少子・高齢化社会特別委員会</li> <li>・青少年・市民スポーツ特別委員会</li> <li>・開港 150 周年事業推進特別委員会</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>[見直し後]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市行財政制度特別委員会</li> <li>・基地対策特別委員会</li> <li>・安全安心都市特別委員会</li> <li>・環境行動都市特別委員会</li> <li>・横浜経済活性化特別委員会</li> <li>・国際文化都市特別委員会</li> <li>・都心部活性化特別委員会</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>○ 運営方法については、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</span>のとおり</p>	<p>[現行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市行財政制度特別委員会</li> <li>・基地対策特別委員会</li> <li>・生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会</li> <li>・交通問題対策特別委員会</li> <li>・少子・高齢化社会特別委員会</li> <li>・青少年・市民スポーツ特別委員会</li> <li>・開港 150 周年事業推進特別委員会</li> </ul>	<p>[見直し後]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市行財政制度特別委員会</li> <li>・基地対策特別委員会</li> <li>・安全安心都市特別委員会</li> <li>・環境行動都市特別委員会</li> <li>・横浜経済活性化特別委員会</li> <li>・国際文化都市特別委員会</li> <li>・都心部活性化特別委員会</li> </ul>
<p>[現行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市行財政制度特別委員会</li> <li>・基地対策特別委員会</li> <li>・生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会</li> <li>・交通問題対策特別委員会</li> <li>・少子・高齢化社会特別委員会</li> <li>・青少年・市民スポーツ特別委員会</li> <li>・開港 150 周年事業推進特別委員会</li> </ul>	<p>[見直し後]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市行財政制度特別委員会</li> <li>・基地対策特別委員会</li> <li>・安全安心都市特別委員会</li> <li>・環境行動都市特別委員会</li> <li>・横浜経済活性化特別委員会</li> <li>・国際文化都市特別委員会</li> <li>・都心部活性化特別委員会</li> </ul>		

## 特別委員会の運営方法

特別委員会の再編にあたっては、名称、付議事件は大きく捉え、一定の継続性を担保しつつ、新たな市政課題やより重要な事項等をその委員任期中の調査・研究テーマとし、さらに効率・効果的な委員会運営を行うため、次の方法により実施する。

### ●運営方法

- 1 付議事件から委員任期中における調査・研究テーマを設定する。（毎年設定）
- 2 設定したテーマに沿った事業の説明を所管局に求める。  
なお、他の特別委員会と所管局が重なり、かつ開催日が重複する場合には、所管部長以下の出席とする。
- 3 設定したテーマの調査・研究を目的として、委員間の意見交換、先進事例視察や参考人意見聴取（学識経験者等）などにより委員会としての意見・提言を取りまとめていく。
- 4 委員任期末において取りまとめる特別委員会報告書には、意見・提言等を中心にまとめることができるように努める。
- 5 緊急に報告等を受けなければならない事案が発生した場合には、設定したテーマにとらわれることなく臨機に対応する。
- 6 原則として、閉会中は副市長の出席は求めない取扱いにもとづき、副市長の出席は求めないものとする。
- 7 特別委員会で審査される案件に関する常任委員会での取り扱いは、あり方調査会の報告のとおり、原則として関係常任委員会へ情報提供を行うこととする。

### ●特別委員会の流れ

時 期	実施主体	内 容
2 定初日 (本会議終了後)	特別委員長会議	運営方法等の確認
随時	正副打合せ	テーマの選定協議
2 定中又は 2 定後	初委員会	テーマの決定・運営方法確認 (当局の出席は求めない)
2 定以降随時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマに即した関係局からの事業概要等の説明聴取及び質疑</li> <li>・テーマに関連した学識経験者等（参考人）意見聴取</li> <li>・テーマに関連した視察</li> <li>・テーマについて委員間の意見交換</li> </ul>
1 定以降	最終委員会	報告書作成に向けたまとめ

※ なお、初委員会が 2 定中に開会できない場合は、テーマの決定及び関係局からの事業概要説明等の聴取を同時に行うことも可（当局は説明のため出席）